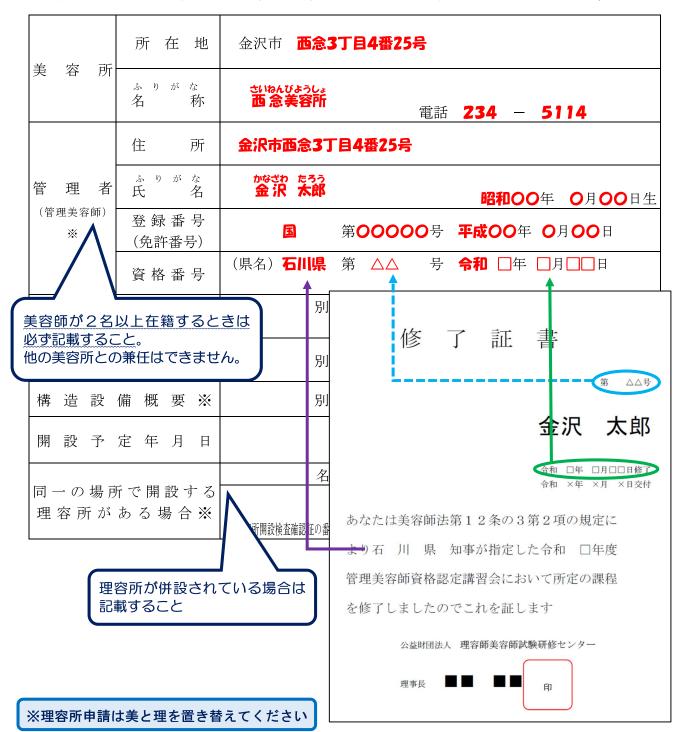
## 美(理)容所開設届出書

年 月 日

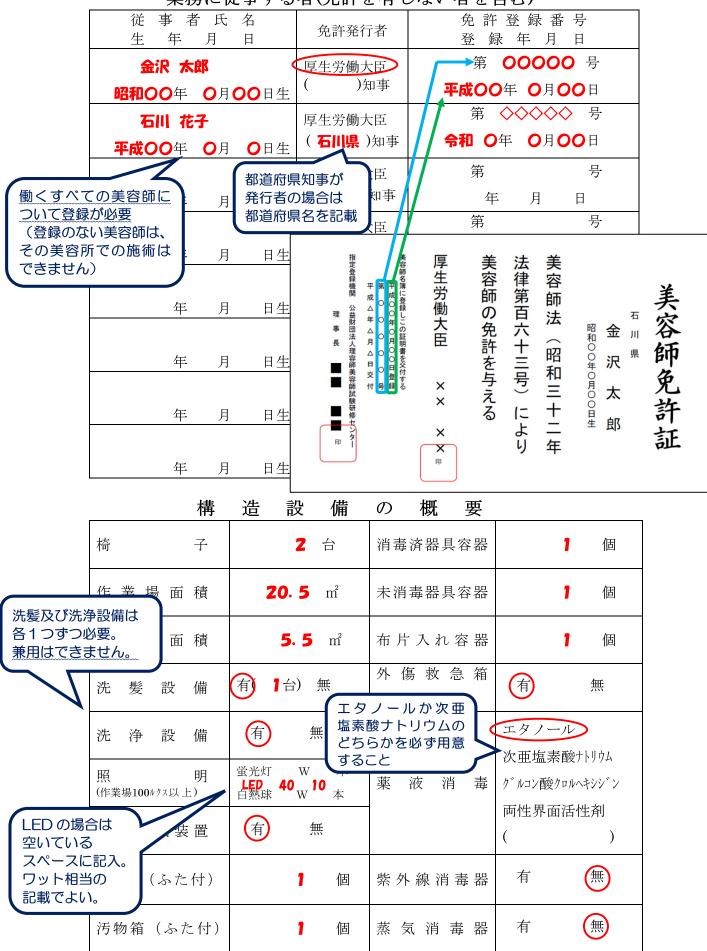
(宛先) 金沢市保健所長



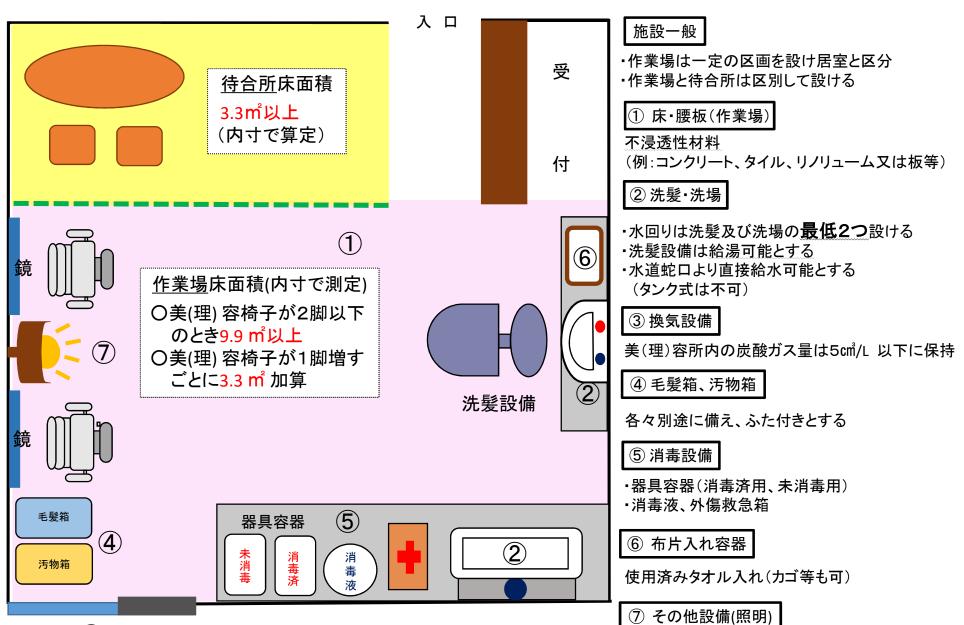
美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。



## 業務に従事する者(免許を有しない者を含む)



## 美(理)容所構造設備概要



③ 換気扇または窓

照明の採光は作業面で100LUX以上

## 口 付近見取図 ✓ 付近見取図は、美(理)容所の場所が分かるものであること。 □ 構造及び設備の平面図 ✓ 平面図には寸法と設備の配置図を記載すること。 □ 美(理)容師の資格を証する書類(美(理)容師免許証) ✓ 原則として原本と写し(提出用)を持参すること。 ✓ 名字が違う場合は戸籍抄本や住民票等公的書類を添付すること。 (免許証等の変更手続きをすみやかに行うこと) □ 管理美(理)容師を置く場合は、その資格を証する書類 (修了証書) ✓ 美容師が2名以上在籍するときは必ず提出してください。 ✓ 原則として原本と写し(提出用)を持参すること。 ✓ 管理美(理)容師は、毎日施設、設備、器具等の衛生全般について 点検管理し、常に従業員の健康管理に注意することができる者とすること。 □ 健康診断書(結核、皮膚疾患等) ✓ 結核、感染性の皮膚疾患にかかっていないことが分かれば健康診断書の 様式は問いません。 ✓ 健康診断書は3ヵ月以内のものを提出すること。 □ 開設者が外国人の場合、住民票の写し (住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載 したものに限る。) 口 開設検査手数料 16,000円

[お問い合わせ]

金沢市保健所衛生指導課環境衛生係 〒920-8533 金沢市西念3丁目4番25号

✓ 開設検査手数料の支払いは現金のみ。

TEL.076-234-5114 FAX.076-220-2518

提出書類等チェックリスト